

産業生活常任委員会

(平成27年10月23日)

○ 森 智広委員長

定刻になりましたので、委員会のほうを始めさせていただきます。

日置委員、中森委員、諸岡委員に関しましては遅刻の連絡をいただいておりますので、開始させていただくこととさせていただきます。

本日は所管事務調査でありまして、テーマとして、コンビナートの現状と今後の方向性について、いろいろ研究していきたいと思っております。

でしたら、説明のほうを早速よろしく申し上げます。

部長のほうから、まず、冒頭申し上げます。

○ 須藤商工農水部長

おはようございます。商工農水部長、須藤でございます。

今回は、コンビナートの現状と今後の方向性についてということで、調査いただくということでございます。資料に基づいて説明させていただきますが、お手元のほうには、所管事務調査の資料と、それから決算常任委員会の産業生活分科会追加資料というものを置かせていただいております。これは、決算の分科会の中で資料のご請求のあったものにつきまして、4点でございますが、すわ公園交流館の事業、それから農業のほうの6次産業化の取り組みの現状、それから食肉センターのほうで金属探知機による検査業務の概要、それから、市場取引を経由しないということがございますので、それを經由した場合の試算というようなことで、資料をまとめさせていただきます。説明のほうは省略させていただこうかと思っておりますので、資料のほうはごらんいただきたいというふうに思っております。

それから、この所管事務調査が終わりましたら、少し1点、磯津漁港の整備についてご報告させていただきたい件がございますので、その点につきましてもよろしく願いしたいというふうに思っております。

では、まず、担当課長のほうから、コンビナートの現状と今後の方向性についてということ、資料に基づいて説明させていただきます。

○ 服部工業振興課長

工業振興課の服部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りをさせていただきましたA3判の所管事務調査の資料をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、一つ目、石油化学コンビナートとはという、ちょっとそもそも論から入らせていただくわけですが、もう皆さん既にご存じのこととは思いますが、石油化学コンビナートの中には、ガソリンとかをつくる石油精製業と石油化学製品製造業がございまして、それぞれに少し違う課題を抱えているということから、この辺のお話からさせていただこうというふうに思っております。

もう一冊お配りしました、緑色のパンフレットの資料をごらんいただきたいと思います。

この資料、ちょっと裏表紙をごらんいただきますと、下のほうに、四日市市臨海部工業地帯競争力強化検討会ということで記載をさせていただいておりますが、平成23年度から25年度にかけて設置をしましたこの臨海部工業地帯競争力強化検討会におきまして、企業の皆さんと一緒につくったという資料でございまして、なかなかわかりやすいんじゃないかという、なかなかいい評判もいただいておりますので、PRを兼ねまして、本日の資料としても使わせていただきたいというふうに思っております。

この資料の5ページをごらんいただきたいんですが、5ページに四日市コンビナートの相関図というのがございますが、この相関図の中の青い部分がいわゆる石油精製業でございまして、四日市市には昭和四日市石油とコスモ石油の二つの事業所がございまして、それから、オレンジの部分が石油化学製品製造業でございまして、さまざまな事業所があるという状況でございます。

青色の石油精製業につきましては、この図にありますように、原油からナフサやガソリンなどをつくっているというものでございまして、ナフサやガソリンをつくるのは、この写真にあるような原油蒸留装置という――トッパーという言い方もされますけれども――こういうような装置を使って原油を分解しているということでございます。

また、オレンジ色の石油化学製造業につきましては、石油精製のところで分解されたナフサを受けて、そのナフサを、右の6ページの上の真ん中にありますナフサクラッカーというようなものでナフサを分解して、エチレンやプロピレンというようなものに分解して石油化学製品をつくっているというような業態のものでございます。

それで、A3判の資料のほうに戻っていただいて、1番の石油化学コンビナートとはの一番下のところにちょっと参考として書かせていただいたんですが、新名称として循環炭

素化学という名称が、昨年度、業界のほうで決定をされました。これは、もともと原油という、いわゆる枯渇資源と言われているようなものを原料にしておりますので、いつまでも石油化学ではいられないという危機感から、業界のほうで定めたというものでございます。

次に2番目、石油化学産業の現状ということでございますが、これも業界のホームページからダウンロードした地図ですけれども、日本の国内においては、ごらんのような石油化学コンビナートの配置になっております。この石油化学コンビナートの規模といたしますのは、先ほどちらっと写真を見ていただいたナフサクラッカー、これをエチレンセンターとも言うわけですけれども、このエチレンの製造の規模ということで石油化学コンビナートの規模というのを論じられるというのが一般的でございます。

下の表をごらんいただきたいんですが、日本国内におきましては、千葉に大きく集約しているという状況がおわかりいただけると思います。

また、備考のところを書かせていただきましたけれども、四日市を除いて、鹿島や、2015年の千葉、水島。最近のエチレンセンターの停止につきましては、後ほど出てきますけれども、国の方針に基づいてエチレンセンターを停止しているというような流れでございます。

1ページの右の上に行ってくださいまして、石油化学産業に影響を与える内外の状況変化ということでございますが、まず一つ目は、国内需要の減少ということで、人口減少はもとより、石油精製の部分におきましては、エコカーなどの普及によってガソリン需要が減ってきているというようなことがございます。

二つ目は、シェール革命による化学製品の製造コストの低下ということですが、原油を分解してつくるナフサから取り出されるエチレンに比べて、シェールガスから取り出される、これはエチレンではなくてエタンというものらしいですけれども、この石油化学の原料は、コスト的に10分の1ぐらいだというふうに言われておりまして、このコスト競争という競争力の低下から、石油化学という将来が危ぶまれているという状況でもございます。こういうシェールガス由来の製品が——日本の主な輸出先が中国なんですけれども——中国市場に入ってきておりますので、日本から中国への輸出というのは減少傾向にあるということでございます。

それと、そもそも主な輸出先である中国において、石炭化学というのがプロジェクトで

見ていただきますと、一番古いのが川崎のJ X日鉱日石の1959年という50年以上も前のプラントでございますけれども、これに比べて、中国の新しい、また規模の大きいプラントが出てきておりますので、コスト競争でなかなかかなわないということでございます。規模的にいいますと、日本のエチレンプラントはおおむね50万 t 規模のエチレンプラントでございますけれども、中国でつくられておりますのは、石炭ですけれども、200万 t 規模とか、そういったものがつくられているという状況でございます。

また、中国のほうではプロジェクトというのを組んでおるようでございますして、日本のエチレンの生産能力は今現在600万 t 程度でございますけれども、2018年といいますがもう数年先ですけれども、2018年までには、エチレンに換算すると1700万 t レベルの製造能力を備えるというプロジェクトが進められているということでございます。ということで、中国においても自分のところで作るようになってきているということでございまして、なかなか日本からの輸出というのが、今後の伸びは見込めないという状況でございます。

もう一つ、特に先進国においてですけれども、非化石エネルギーといまして、これはCO<sub>2</sub>の関係からでございますけれども、非化石エネルギーをなるべく使わないようにしようというような動きがございまして、こういったことから、石油製品の需要が減ってきているということでございます。

これらの背景から、4番目で将来需要見込みでございますけれども、業界や経済産業省におきましては将来の需要の見込みを出しているところでございますが、石油精製のほうにおきましては、ピークから比べますと3割近い減というの見込まれておりますし、石油化学製品のほうのエチレンにしましても、今現在610万 t の国内生産があるんですが、2020年、数年先には470万 t に落ち、またさらに10年後の2030年には半分ほどの310万 t にまで落ちるといような将来需要の見込みが出されているところでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

こういった需要の見込みを受けて、国のほうでは方針を定めてございまして、それに基づいたまた市内事業所の動きなどもありますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

石油精製におきましては、やはり2割、3割減ってくるというのがございますので、まず一つは、化石エネルギーの有効利用の促進ということで、残油処理装置装備率の引き上げというのを打ち出しております。これは、右の絵でいいますと、トッパーで原油を分解して、LPガスとかガソリン、ナフサなどを取り出していくわけですが、一番下、重油等残ったものを残油というふうな整理をしておりますして、この残油をさらに分解することに

よって、またそこからガソリンであるとか灯油を取り出すというようなことで、より付加価値の高いものを残油から取り出していくということで、原油を有効利用するという動きでございます。これには設備の見直しというのが必要でして、先ほどの率を上げるということに関しては、そもそもの残油を処理する装置をつくるということ、これを進めているのが一つ。これに基づいて、市内の事業所では、主に昭和四日市石油がそのような動きをしている状況でございます。

もう一つは、原油蒸留能力の減、そもそものトッパーの能力自体を下げる。母数を下げることで装備率を上げるというやり方ですけれども、これは主にコスモ石油でとられている方策でございます。

もう一つ、丸の二つ目でございますけれども、製油所間の連携や事業再編による設備能力の融通ということで、これにつきましては、下の左側、コスモ石油と昭和シェルの連携ということで進められていることでございます。

先ほどの化石エネルギーの有効利用と、もう一つの施策として国が定めておりますのが、非化石エネルギー源の利用ということで、石油精製業者であるんですが、石油ではない非化石エネルギーの利用を促進すべきということでとられておりますのが、写真にありますようなコスモ石油におけるソーラー、昭和四日市石油においてもメガソーラーをやっておりますけれども、こういうようなソーラー事業であったり、コスモ石油は、ほかの地区になりますけれども、風力であったりとか、そういった非化石エネルギーの有効利用を進めているということでございます。

それと、2ページの右側は、石油化学製品製造業における国の方針等でございますが、まず一つ目が、差別化とグローバル展開の推進ということで、安価な原料の確保ということで、企業によっては、海外でシェールガスの権利を獲得というようなことに動いている企業もあつたりするということでございます。また、海外市場の獲得ということでは、各企業が海外にプラントをつくりまして、海外での生産ということへ踏み切っている企業も多くございます。また、機能性化学品の展開ということにおきましては、これはやはり日本の技術力を生かして高付加価値を進めるということございまして、知的財産の関係から、研究開発機能は国内に残すものの、大量生産等のプラントにつきましては海外で進めるというのが、現在の大きな流れとなっておりますというところでございます。

もう一つの大きな方針としましては、国内拠点のコスト競争力の向上ということで、過剰となっておりますエチレンセンターの整理という方針を出しておりますので、これに基づ

き、先ほど1ページで見ていただいた最近のエチレンプラントの停止という動きになっておるものでございます。また、規模拡大等による処理効率の向上と申しますのは、例えば千葉で進められておりますようなプラント間の物理的な結合、また資本の統合といったことが進められておきまして、石油化学産業におきまして、今後そういうような企業の再編ということも進められていくというような見込みが立てられているところでございます。

そういう中で、市内事業所におきましては、4ページをごらんいただきますと近年の投資状況がおわかりいただけると思うんですが、これは、平成26年度の企業立地奨励金の交付実績でございます。

例えばでございますけれども、左の上から二つ目のJSRにおきましては、E-SBR能力増強ということで、これはエコタイヤの原料になるようなものでございますし、また、一つ飛んで、東ソーにおきまして、HSZ、これはハイシリカゼオライトという自動車排ガス処理の原料になるようなものでございます。こういった高機能化学品の製造にシフトをして、いわゆる汎用品の大量生産から高付加価値品の小規模なプラントでの生産ということに切りかえをされていっているという現状でございます。

もう一度、ごめんなさい、2ページに戻っていただきまして、再度四日市コンビナートの現状ということでお話をさせていただきたいと思っております。

緑色のパンフレットの2ページをごらんいただきたいと思うんですが、これも皆さんご存じのとおり、四日市コンビナートにおきましては、南から第1コンビナート、第2コンビナート、第3コンビナートとございまして、三つ合わせますとおおむね1000haにも達するというような面積を保有しているものでございます。この中で、第1コンビナートに先ほどの石油精製業で紹介しました昭和四日市石油、第2コンビナートにコスモ石油という石油精製業者が立地しているという状況でございます。

もう一枚めくっていただいて、緑のほうの3ページをごらんいただきたいんですが、先ほど石油化学、石油精製の先細りというようなお話をさせていただいたところですが、3ページの図表の2を見ていただきたいんですが、ピンク色の石油化学と、ブルーというんですか、石油・石炭を足しますと、先細りというお話をさせていただきましたけれども、現状でも四日市においては、50%を超える製造品出荷額を生み出していただいております。頑張っているということがおわかりをいただけると思っております。

この石油化学製品が頑張っているのおかげで、図表1でございますけれども、市町村別の石油製造品出荷額のランキングでは、全国で11位という位置を占めさせていた

だいているというところでございます。この製造品出荷額の上位を占めている都市の中には、やはり石油化学コンビナートの立地市町村というのが多く占めているというのは何となくおわかりいただけると思うんですが、豊田は別にしまして、倉敷、川崎、市原、大阪、堺、このあたりはやはり石油化学コンビナートの立地都市というようなことでございます。

製造品出荷額等の推移で、四日市のコンビナートが頑張っていたいているということをもた別の見方で紹介させていただきたいんですが、A3の資料のほうの、大きいほうの2ページのほうで、推移を整理させていただきました。2ページの右下が製造品出荷額等の推移のグラフでございます、上が四日市市、下が全国という状況です。棒グラフの部分が製造業全体でございます、折れ線グラフの部分が石油化学の分ということでございます。

棒グラフで見いただきますと、製造品出荷額は、全国レベルでは、平成20年からちょっと下がっておりますのがリーマン・ショックによる影響なんです、これからいまだ抜け出せていないという状況なのに対して、四日市市においては、もう既にそれ以前のレベルまで回復をしてきているという状況でございます。同じく石油化学製品におきましても、全国のレベルでは横ばいというような状況に対して、四日市市におきましてはリーマン・ショック以前のレベルまで、もう既に右肩上がりだったころのレベルにまで戻ってきているという状況でございます。

次の3ページをごらんいただきたいんですが、3ページは従業者数ということで、今度は雇用のほうの状況でございますが、雇用につきましても、上が四日市市で下が全国のグラフでございますが、全国的には、製造業全体では右肩下がりという状況が顕著なのには比べまして、四日市市におきましては、やはり平成11年、12年、このあたりでエチレンプラントの停止等がございましたので、若干右肩下がりの状況ではございますが、回復傾向であるというのがおわかりいただけるのではないかとこのように思います。

それから、ただ、このような四日市コンビナートでございますけれども、7番目で、課題はあるということをご紹介させていただきたいと思っております。7番目の四日市コンビナートの課題というところでございますが、一つ目は企業内空地、将来事業用地ということでございます。右のページの上の部分が、かつて三菱化学の四日市事業所で作ってございました資料でございます。以前はこういう資料をつくって、また、ホームページでも情報発信をしておりましたが、今現在ちょっと見直しをしております、三菱化学四日市事業所としての発信はしてございません。これは、ちょっと中長期的な戦略を考えているという



ことらしいです。

以前発信していた情報ですが、緑で色を塗った部分とか、オレンジ、黄色といったように、企業の所有している土地の中で、あいている土地が点在しているという状況がおわかりをいただけたと思います。これは、過去にあったプラントを取り壊して空地になった部分と、実は将来事業用地として確保していた部分という、2点あるということでございます。

特に将来事業用地という点では、下の写真、これは東ソーのホームページからダウンロードした写真ですが、赤の点線で囲ってある部分が東ソーの敷地ということですが、この中にも、何となくあいているような土地がごらんいただけると思いますが、これも将来事業用地ということで、将来、プラントの拡張等が必要になった場合に使う予定ということで用意をしている土地でございます。

将来事業用地ということで、あいているという感覚ではないんですが、先ほどお話しさせていただきましたように、汎用品の大量生産で、大型のプラントでつくっていたことから方向変換をしてきておりまして、高機能の製品を比較的小さ目のプラントでつくるということになってきておりますので、将来事業用地といえども今後不要になってくる、空地化になるという可能性もあるという課題を抱えているということでございます。

それから、3ページの左に戻っていただきまして、②のその他の課題でございますけれども、土壤汚染対策法への対応ということで、主に化学コンビナートではやはり薬品等を使いますので、土壤への影響というのは懸念をされまして、なかなか土地の再利用が、しにくいと言ったらちょっと語弊がありますけれども、課題があるということでございます。

また、二つ目が工場立地法に基づく緑地面積率の確保ということで、工場立地法という法律がございまして、工場の敷地面積に応じて一定の率で緑地を確保しなければならないということになっておりまして、法律ができた時点で既にあった事業所については若干の緩和措置がとられておりまして、特に石油化学コンビナートにおきましては、新しいプラントをつくるたびにその分の一定の割合をふやしていきなさいというような仕組みになっているわけですがけれども、先ほどの事業所内空地があるところは別にしまして、中には、窮屈な状態で操業していただいている事業所もございまして、そういう事業所にはなかなか、そもそも拡張するプラントの土地がなかったり、また、プラント分はあったにしても、緑地分の確保ができないというようなところもあるという現状もあるということでございます。

それから、三つ目のちょぼが、工業用水における契約水量と実使用量の差、いわゆるカラ水と言われているものでございまして、一旦工業用水が、例えば100要るという契約をしたところ、プラントの縮小なり取り壊しなりによって70で済んでいるという現状なんですけれども、もともと100使うという契約で三重県の企業庁と契約をしております、三重県の企業庁も100に基づいて設備投資をしておりますので、その100分の利用料金を企業は払い続けなければならないという状況でございます。これは、いろんな見直しをかけまして、若干なりの基本料金の見直しとかは重ねてはいただいておりますが、やはり使っていない水の分の料金を払わなければならないという、企業側から見てちょっと理不尽なような仕組みになっておるといような現状でございますので、なかなか根本的な解決は難しいということではございますけれども、課題として取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それから、道路等社会基盤の整備ということで、塩浜街道なり国道23号の渋滞といったようなことも考えられます。

それから、海岸保全施設、栈橋等係留施設の耐震補強などということで、海岸保全施設といいますのは海岸堤防等でございますけれども、これらも若干老朽化が進んでいるところがございますので、南海、東南海地震等、考えられる危機に対して備えをしなければならないといった状況でございます。

これらの課題に対しまして、四日市市としましては、いろいろ取り組みを重ねてきてございます。

一つ目は、臨海部産業活性化促進協議会。先ほど見ていただいた緑のリーフレットをつくった大もとの組織なのでございますが、構成は四日市市と三重県、それと、四日市港管理組合と四日市商工会議所、この4者で構成をしております、臨海部の活性化に向けていろいろ意見交換をしていくというものでございます。必要に応じて企業には参画をしていただくという仕組みになっておりました、その必要に応じて参画をしていただいたというのが、先ほど見ていただいた、企業と一緒にいった臨海部産業活性化協議会という流れでございます。こういったところで意見交換、また規制の見直し等について、現在も引き続き意見交換を進めているところでございます。

②の企業立地奨励制度の見直しということで、後ほど資料をごらんいただきますけれども、この4月に見直しをかけさせていただきました。中には、臨海部コンビナートの空地を活用する場合には、重点事業と位置づけて交付金をふやして交付するといったような仕

組みも導入させていただいております。

また、民間研究所の立地奨励金の見直しをさせていただいております。高機能付加価値品を国内で生産して、海外で生産するというような流れの中で、やはり研究開発機能を四日市へ持ってきていただいて、継続性の高い事業所になっていただくというのを目的に、マザー機能を集積するということに対して奨励金を上積みすることによって、そういうインセンティブにさせていただこうという制度でございます。

4 ページの資料は先ほど見ていただきました。

5 ページをおめぐりいただきますと、5 ページは、政策推進課のほうで所管をしました四日市市産業活性化戦略会議提言書の抜粋でございます。5 ページの左側の（i）の上から6行目等を見ていただきますと、「このため、」以降でございますけれども、マザー機能のさらなる集積と成長分野への転換を図るというようなことのご提言をいただいており、これらを受けて、奨励制度等の見直しを行ったところでございます。

6 ページを飛ばして、7 ページをごらんいただきますと、7 ページが企業立地奨励制度等の見直しを行ったときの、平成27年2月に議員説明会を行わせていただいたときの説明資料でございます。左側の一番下、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業ということで、これを重点分野に定めて、そういう事業の誘致を図るようにしたということでございます。

また、8 ページは、民間研究所の見直しを行ったときの資料でございますが、真ん中ほど、②拡充分の創設ということで、マザー機能の集積等につながる事業について、拡充分として指定することで、そういった事業の促進を図っているというところでございます。

9 ページ、10 ページは、その見直しをしたときの対比表ということでございますので、また参考にごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

#### ○ 森 智広委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これまでの説明に対する質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○ 萩須智之委員

勉強不足で申しわけないんですけど、奨励金についてというのは、細かいことはこの資

料の中にはまだないんでしょうかね。どういう奨励金を、どういう形で出しているかというのを教えていただければありがたいんですけど。

4 ページですが、投下固定資産と奨励額というのは、これは比例するものなんですか。

## ○ 服部工業振興課長

資料の 9 ページをごらんいただきたいと思います。

奨励金は二つございまして、まず、一つ目の企業立地奨励金のほうですが、これは、企業の設備投資に対して設備投資を誘発するための奨励金でございまして、対象となりますのは、右の上にありますように、事業所の新設・増設、または、設備・装置の新設・増設、更新といったような事業でございまして、ただし、金額要件がございまして、真ん中ほどの投下固定資産額下限要件というように、例えば製造業の大企業におきましては、5 億円以上の投資をしていただかないと対象になりませんというものでございまして。

どのように奨励金を算定して交付するかといいますと、一番下の奨励措置の内容でございまして、交付額は固定資産税額、都市計画税額に対する一定割合を乗じた額ということでございまして、四角の中、赤色の交付額、対象税額の 2 分の 1 とありますように、投資した設備に対して、払っていただいた固定資産税、都市計画税の 2 分の 1 をお返しするというのが、この企業立地奨励金の制度でございまして。

この 2 分の 1、3 年間、1 年目は 2 分の 1、2 年目は 3 分の 2、3 年目は 3 分の 2 ということでお返しするわけですが、先ほどの重点分野に対しましては、1 年目は 3 分の 2 にしますよという率を変えて交付するというものでございまして。これは、一つ目の企業立地奨励金のほうでございまして。

10 ページのほうで、もう一つのほうの奨励金、民間研究所の奨励金ということでございまして、市内の事業所で研究施設、研究設備等の投資をしていただいた場合に交付する奨励金でございまして、これにつきましては、10 ページの右側、対象事業ということで対象を絞っておるわけですが、この対象は、先ほどの企業立地奨励金で重点事業として位置づけた事業に対して、将来成長が見込める研究開発に対して奨励をするという仕組みにしております。これも金額要件がございまして、真ん中ほど、一般分につきましては 3000 万円以上の研究開発の投資がなければ対象にならない。また、拡充分につきましては、1 億円以上なければ対象にしないというものでございまして。

これは、税をお返しするという制度ではございませんで、下の黒字のところ、一般分につきましては、取得価格の1%から10%——ちょっと小さいですけども、米印の二つ目のところ——取得価格2億円以下の部分については10%をお返しするというものでございます。例えば、1億円の設備投資があった場合には1000万円お支払いをするという制度でございます。これも、マザー機能の集積につきましてはその率を上げておまして——米印の二つ目ですけども——2億円以下の部分は先ほどの10%を15%にする、1.5倍にして奨励金をお支払いするというものでございます。

以上です。

#### ○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

結構な額ですね。ありがとうございました。

#### ○ 森 智広委員長

他に。どのような質問でも結構ですので、ありましたら。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと教えてください。

3ページの、コンビナートの課題というところで説明いただいたんだけど、その中で、土壤汚染対策法への対応が課題なんだということなんだけれども、詳しい対策法を教えるというんじゃなくて、具体的にこの法に対する対応が、コンビナート側は大変なんだろうという感覚でわかったんですが、そうすると、例えば再利用をするのに、いわゆる有害物質がしみていて、それを処理するのにコストがかかるのか、あるいは法的にかなり規制がきつくて難しいよというのか、あるいはテクニカルに土壌を改良するのになかなか難しい技術なんだとか、その辺、どういうふうなところが課題なんですか。

#### ○ 服部工業振興課長

委員おっしゃられたコストの点と、あと企業イメージという点と、二つあるのではないかというふうに思っております。

一定以上の面積の土地を——改質という表現をするんですが——50cm以上掘る場合には

届け出が必要ということになっておりまして、その届け出を受けて、大概、化学物質、有害物質を使っていたような履歴のあるところにつきましては調査をしなければならないというのが義務づけられておりまして、その調査に基づいて調査をして、また、その結果を公表しなければなりませんので、企業としては土壌を汚染したということで、社会的な風評被害というものを心配しているところが一つございます。

また、そういった状況でもさらに進めようと思えば、その土をどけて別の土を入れかえるとか、そういったような対策工事も必要になってくるということでコスト面もあるという、この二面性があるというふうに思っております。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、でも、コンビナートって大概、土壌汚染と言ったら言い方が悪いけれども、少々汚染するのは当たり前なんだけど、かなり50cm以上掘るのにも規制があるし、多分、そうすると、覆土にも規制があるんだろうなという気がするんやけど。

そうすると、例えば、これはもう国の法やから、四日市でちょっと緩い何か条例をつかってやるとかそういうこともできないんやろうけど、四日市市として、これの対応として、ということが考えられるんやろう。

#### ○ 服部工業振興課長

土壌汚染対策法の規制自体が、そもそも人体への被害というのを考慮していろいろな規制が課せられているというものがございますので、例えば臨海部の、極論を言いますと、霞地区のコンビナートですと、地下水汚染が、確認はしておりませんが、たとえあったにしても、下流域に人家がないので人体への影響は心配がないとか、立地条件によっていろんな論法が組み立てられると思うんですが、いろんな角度で国に対して規制の見直しなりを提言していくというようなことを想定をしております。

また、今現在の法律は自然由来という、土壌汚染に対しても規制がかかるような形になっておりまして、例えば埋め立て土砂を使った土地なんかにつきましては、フッ素などの含まれている土地が多いわけですが、そういったものに対する規制がかかりますので、そういった自然由来は、せめて自然由来と特定できればいいじゃないとか、そういうような、いろんな提案を国に対してしていくという想定をしております。

○ 笹岡秀太郎委員

大体わかりましたが、これは、具体的にはやはり、かなりお困りなんですかね。

○ 服部工業振興課長

やはり、ある程度一定以上の面積をいじろうと思いますと、何がしかしなければならないというのは企業にとってはやはり大きな壁になっている。また、場合によっては調査結果も公表しなければならないということで、やはり投資のインセンティブといいますか、前向きな気持ちに対しては、若干マイナス要素になっている部分はあるかというふうに思っておりますが、そういうような聞き取りをしておるところでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。

○ 森 智広委員長

ちょっと関連でいいですか。

これ、国の土壤汚染対策法ですけれども、何か自治体の裁量的なものは与えられてはな  
いんですか。

○ 服部工業振興課長

今現在は認められておりません。

○ 小林博次副委員長

特区があるやん。

○ 森 智広委員長

特区というのはあるんですか。

○ 服部工業振興課長

ちょっともう一つ言わせてもらいますと、三重県条例におきましては、逆に上乗せ規制  
みたいな形になっておりまして、法律では3000㎡以上の土地の改質というのが対象になっ

てくるわけでございますけれども、三重県条例におきましては、300㎡以上というようなことで、調査をしなければならないというような条例の規定にもなっておりますので、そういった意味では、それぞれの自治体でも自主性というのは認められているというか、三重県条例が果たして、表現は悪いかもわかりませんが、いろんな意味で適正な規制になっているかという点、事業者側からいいますと、そうではないというような意見もいただいておりますので、国の土壤汚染対策法の法律に合わせて、三重県条例についても見直しをかけていくというような、今の企業との意見交換の状況になっているというところでございます。

今現在市に対して、環境的な規制を緩めるというものにつきましては、法律では認められておりませんが、先ほど小林委員がおっしゃいましたような特区によりまして、いろんなことは、特区の制度自体は認められておるんですが、実は特区でこの土壤汚染対策法の見直しをかけようとした事例で、水島のコンビナートなんかでは結構特区の中で盛り込んでやろうとしておるんですが、これまでは全てこっぴみじんといいますか、国のほうで認められていないというのが現状でございます。

#### ○ 森 智広委員長

でしたら、まず県が300㎡、じゃ、四日市も300㎡という規制がかかっておるわけですね。実際に与えられておる裁量は、都道府県に対して与えられているだけであって、市町村レベルまでには落ちないんですね。県レベルで厳しくする法の規制が認められているということですか。

#### ○ 須藤商工農水部長

条例で規制するという場合には、法律の上乗せをするということが原則でありまして、法律を緩和するというような条例というのは、基本的には考えられないというのが1点でございます。

それから、特区でもって、法律を緩和するのは特区制度でございます。ただ、特区制度というのは、法律で規定しておるいろんなそういう問題を、別の方法で対策を打つから土壤汚染対策法の規制については緩和してくださいというようなのが特区制度の基本でございます。四日市地域に何がなしに土壤汚染対策法の規制を緩和してくださいというても、当然認可はされないと。それを緩和する部分、こういう新たな規制をかけるからとか、条



例でこういうことを上乘せするからというようなところで特区制度が認定されるというのが、これもまた特区制度の原則でございまして、なかなか土壤汚染対策法を、例えば汚れている土をそのままにして、何かしてもいいですよというふうなことに対しては、汚れていることでの問題点を、ほかにどうやって独自に解決するかというような手法がないと認められないというところでございます。

我々、一番の思は、法改正をしてもらわないと何ともならんなど。四日市のような臨海部のコンビナート地域、工業専用地域であって、そこに住宅も建たないというような規制もあるわけですので、あるいは、先ほど申しましたように、地下水が内陸のほうの利用をされておるといふようなところもないというふうなところがありますので、そういう面的に、こういう用途地域のところ、あるいはこの立地条件からして、四日市のコンビナートがあるところについては土壤汚染対策法の扱いを少し緩めてもろうてもええんじゃないのかというふうなことで、要望なんかはしておるといふようなところでございますが、なかなかその辺の判断というのは、難しい部分があるのかなというふうに思っております。

○ 森 智広委員長

もう少し掘り下げたいんですけど、この3000㎡というのは、何の基準でしたか。3000㎡で、三重県が300㎡にしているというのは。

○ 服部工業振興課長

3000㎡が土壤汚染対策法でございまして。300㎡は三重県条例での……。

○ 森 智広委員長

どういうときに用いられる数字ですか。

○ 服部工業振興課長

それ以上ですと一応届け出をしなければならないですね、まずは。土壤汚染対策法の場合には、3000㎡以上の土地を改質する場合、いじる場合には届け出をしなければならないという基準でございまして。

○ 森 智広委員長

という意味では、3000㎡以内でしたら自由にできるんですか。自由に、調査しなくてもできるということですよ。

○ 服部工業振興課長

はい。ただし、三重県条例で300㎡と定めておりますので、法律のほうでは、調査して結果を公表しなければならないんですが、三重県条例で、300㎡以上の場合には調査をして、その調査結果を保管しなければならないというような規定になってございます。

○ 森 智広委員長

三重県だと、300㎡以上で3000㎡未満は調査して保管をする。3000㎡を超したら公表ということ。

三重県の300㎡というのは、それは各都道府県でいろいろ規制されていると思いますが、どういうものなんですか。三重県だけ突出して厳しいという認識でいいんですか。

○ 服部工業振興課長

事業所の方からの情報ですと、他県では例がない、三重県のほうでもそういった認識を持っておるところでございます。三重県の独自の条例である。三重県の自然環境を保護するための条例ということでございます。

○ 森 智広委員長

いろんな見方があるんですけど、ちょっと厳し過ぎると思うんですけど、これ、今まで県に対して、特に要請とか要望とかはされていなかったんですか。

○ 服部工業振興課長

してございます。

○ 森 智広委員長

県の反応は。

○ 服部工業振興課長

三重県としては必要に応じて定めた条例であるというのが、今のところの判断でございます。

○ 森 智広委員長

これ、三重県の施行タイミングっていつなんですか。

○ 服部工業振興課長

ちょっと今その条例の情報を持ち合わせておりませんので、ごめんなさい。

○ 森 智広委員長

ちょっと何か理不尽ですね。

ほかに。

○ 笹岡秀太郎委員

緩和策を、多分国やと思うんやけど、要望書を出しておるといけど、また資料提供で、いつ、どういうふうな形で要望されたのかということと、それから国の対応、そのあたり、概略でも結構ですので、後日で結構ですので、いただければ。

○ 中森慎二委員

この土壤汚染の問題というのはなかなか大きな課題で、活用がうまくいかない一つのネックになっているんですが、四日市のコンビナートの歴史的背景でいくと、海軍燃料廠の跡地を払い下げて、コンビナートを形成しているわけですね。だから、戦後70年間、厳密には30年代からコンビナートが建設されたんですけど、60年間ぐらいの企業活動における土壤汚染というものも一部あるかもわからないけど、原因というのは、海軍燃料廠のときに何を埋めていたかわからないという側面が僕はあると思うんですね。

だから、海岸線を埋め立ててコンビナートを形成した部分ではなくて、燃料廠の跡地を活用したという歴史的な部分でいくと、国においても、例えばこういった土壤汚染がもしあったとしても、そういった対策費の補填をこういう燃料廠の跡地については特例を設けるとか、そういうこともあってもいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。一般的な、海を埋め立てて造成してきたという部分ではないという歴史的な部分からいくと、何かち

よっとそういうようなものも、国のほうとしても考えてもらえる要素はないのかなと思うんだけど。

感想です。済みません。

## ○ 須藤商工農水部長

土壤汚染対策法が、企業の土壤汚染を規制するというようなそもそもの目的ではなくて、汚染されている土壤が飛散して市民の生活に影響が出ないようにするという環境省のほうの規制でございまして、どんな経過であれ、特定有害物質というものが市民生活に影響を与えたらあかんということから出た法律でございまして。

ですから、先ほど言いましたように、自然由来というて、もともとその土地には、例えばヒ素とか、そういうものは地層の中に含まれておいて——それも特定有害物質というんですけれども——それもその場所で発見されたら、勝手に土を動かしたらあかんというような仕組みになっております。

ですから、企業の責任を追及するような、そういうような法律ではなくて、生活のほうを安全に守るといふような趣旨でございまして、なかなか企業の責任でもって汚したものじゃないというふうなところで、何かできるんじゃないかということについては、法律上はなかなかハードルは高いのかなというふうに思っております。

## ○ 中森慎二委員

そんなことはよくわかっているんですよ。わかっているんだけど、自然由来のものという確率よりも、数段、数十倍、数百倍高い確率で、海軍燃料廠の跡地を使っている土壤の中において、その可能性は十分高いんじゃないかということと、国の国有地を民間に活用してもらったという歴史的な部分についてどう考えていくかという話であって、結局その土壤汚染が見つければ、それを転売しようとするれば対策をしないかんわけですわ、その持ち主がね。ということは、コンビナートの企業自身がそれを負担しなあかんよ、現実には。だとしたら、その負担費用を、海軍燃料廠の跡地を活用してもらっているのであれば、多少でも国が補填をすとか、そういうような道筋もあるのではないかということも思っているだけであって、住民の環境を守るための、これは当然そうなんだけれども、そういう歴史的な部分が四日市の場合にはあるのではないかなということもちょっと申し上げているだけのことで。

## ○ 須藤商工農水部長

確かにそのような観点はあるかと思いますが、ただ、なかなかそれは国のほうで何とかということではなくて、そういうことで企業誘致をした自治体のほうでの責務というか、そういう話にもなってくるのかなというふうに思っております。

よく似た例として、霞のコンビナート地域もしゅんせつ土で埋め立てをしておるといようなことがございますが、しゅんせつ土の中にも有害物質が入っておる可能性もございまして、そのようなものも万が一出てくれば、そういう土壤汚染対策法の対象にはなるといような、そういう側面もございます。現実にはまだそういうことはございませんが。

ですから、企業の責任という部分だけではない面もございますので、その辺について、経済的な面でどう支援できるかというところはなかなか難しいんですが、規制面でその辺について弾力的な運用ができないのかというようなことについては、我々もこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

## ○ 伊藤修一委員

経済的な部分での支援というので、今まで四日市市が補助金を打つという条例があったのと違うかな、土壤対策にかかわって。それが、結局利用がないでというようなことで、この間廃止されて、そういう条例というか、補助金が廃止されたような気がするのやけど、そういうことはなかったやろうか。

## ○ 服部工業振興課長

ご指摘のとおり、23年度から25年度の間で土壤汚染に対する、検討する場合の補助というのを、予算を設けておりました。ただし、いずれの年度においてもなかなか積極的な取り組みにつながらなかったものですから、予算の執行をさせていただいていないという実績でございました。

## ○ 伊藤修一委員

ですから、補助を打つ経過とか契機というのがあったわけじゃない。今、きのうきょうこの問題があるわけじゃなくて、ずっとかねがね続いてきて、何らかの動きをしようとして、そういうふうな活性化の検討会とかコンビナートの企業さんとも話し合いをしてきて、

補助を打つというところまで行ったけれども、実際にはやっぱり腰が折れてしまって、もう補助も廃止にしてしまったと。だから、結果としてやっぱり何も、無策と言うたら悪いけれども、結果としては何も結びついていないというのが現状じゃないかなと思うの。

だから、そうすると、コンビナートの企業さんなんかはどんどん心も冷えていく、そして、対象のライバルがどんどん出てくる中で、この四日市自体をもう諦めてしまうというか、やっぱり行政がそういうふうな、じゃ、2年間利用がなかったからとか、3年利用なかったからやめましたと、代替策はどうですか、代替案はどうですかと、何も次を出さなかったら、それじゃ、コンビナートの企業さんたちは、やっぱりパートナーとして行政を信頼できないじゃないですか。やっぱりそこら辺の部分で、次の施策をタイムリーに打っていないと、生ものだからね、企業さんも。どんどん冷えていってしまって、四日市の魅力とか四日市に対する期待というのがどんどん薄れていってしまって、じゃ、もう新規産業については内陸部のほうがもっと得じゃないかと、わざわざコンビナートのほうの企業に立地する必要はないんじゃないかと、どんどんそういうふうなことを戦略的に考えてしまうわけじゃないですか。

だから、逆に、やっぱりコンビナート企業さんとそういう部分ではしっかり話し合っ、信頼関係をもう一回築いて、次の一手を打つ、そういうふうな努力をすべきじゃないかなと思ったんですけど、やっぱりその補助を切ってしまって、次の手だてはどう考えていくんですか。

## ○ 服部工業振興課長

意見交換については引き続きさせていただいております。議員おっしゃる次の一手というのは、今回見直しをさせていただいた企業立地奨励金における、臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業を重点事業に位置づけて、立地奨励金を拡大して交付するというにしたいということでございます。これは、臨海部事業所との意見交換により、こういう取り組みになったという経緯をご報告させていただきます。

## ○ 森 智広委員長

これ、3000㎡というのは、コンビナート内ということですか。全般的に3000㎡なんですか。どこに開発をしても3000㎡以上は届け出が必要であって、土壌調査をせなあかんということですよ。

○ 服部工業振興課長

済みません、1点だけ。

土壌調査の必要は、土壌汚染のおそれがある場合ですので、例えば有害物質を使った経緯のない工場とかでしたら、調査の必要はないというようなことでございます。

○ 森 智広委員長

この関係で、土壌汚染関係で何か、他にご質疑等がある方。

○ 小林博次副委員長

結局、過去からの土壌汚染があるよね、四日市は。新たに、石油化学ですから、何かをしてぼっと汚染がしみ込んで、それ自体が土壌汚染になっている可能性があるよね。そして、公害の反対闘争が強かった地域ですから、もし届け出て、土壌汚染があるよということになると、もう大騒ぎになる。だから、そんなところへはもう研究開発施設を残して、あと、よそのところへ、だから歓迎してくれるところへ移動したほうが経済効率が高いわけやね、企業の投資効率も。だから、その辺を解決せんと、これ、問題が前へ進まんわけね。土壌汚染、どうするのと。

だから、マイナスの資産価値になっておるのに、プラスの課税評価をしておるわけやろう。それを何とかせいと言ったら、それを何とかできずに補助金を出してくれたんやけど、もう時既に遅しみたいな感じがあって、また新しく四日市で投資をして、だから大規模投資をやって、コンビナート企業がファインケミカル化を図るような、そういう行動には至らなかった。例えば三菱化学なんかは、千葉、市原に移転していったわけやわね、エチレンセンター、もうこれは閉鎖しておるけれども。

だから、そういう流れで、恐らく日本国内は戦略的に、どこが生き残るのか知らんが、1カ所ぐらいで、あとはほとんど外国に行ってしまうかなという気がせんではないんやけど、でも、ファインケミカル化をうまくやっていると、国内で十分対応できる。特に今の円安、この現状が続けば、外国へ持っていくよりは日本国内で企業を残したほうが、対策、対応、経済効率もいいので、そういう感じのものがここにきて少し出てきたかなというふうには思うんやけど。だから、行政側が、例えば四日市の場合やと観光クルーズで、中へちょこっと人が来ると大騒ぎするけど、経済規模からいくと鼻くそこにもならんのやわね、

これは。

例えば過去の公害の歴史を、これを見せ物にして、見せ物というのは言い方が適当でないけど、それを社会に見ていただいて、ここへ来て、だから死んだ子を見てくれと。本当に環境が改善されたというのは、コンビナートが全部なくなったら100%になるよね、これ。そんなことをもくろんでおるみたいに思えるわけやな。だから、コンビナート企業がなおかつ生き残って、ここで生産活動を続け拡大するという、そんな姿勢にはとても見えやんのやわな、四日市の姿勢は。服部工業振興課長もしっかりやってくれておるので変化はしているんやけど、いま一步、市が挙げて飯を食う種をきちっとしていくところには欠けるのと違うのかなという、こういう気がしているので、そのあたり少し改善をしたほうがいいのかなど。

この企業立地奨励金なんかも実際には、事業所税が導入されて、これは二重課税の疑いありということで、その緩和処置として日本中で始まった。ここは、事業所の前によそでやっているから、少し前の市長のときにそういうシステムが導入されて、議会はどうも反対みたい、反対の声が強いんやけど、依然として商工会議所とか、やっぱり石油化学のまちを続けてもらいたいということで後押しはあると思うんやけど、そんなところが今の現況かなと思っているんやけど。

だから、もう一回言い直すと、やっぱり行政側の、何とか石油化学のまちとして飯を食うのと、この辺から出てくる施策が乏しいと思うんよね。

かつて我々も三菱総研に、東京に議員団で勉強会に行ったことがあるので――会派を越えた議員団で――そのときに、日本中土壤汚染があって、もともとあるところもあるんやけど、土壤汚染があって、それらの土壤汚染対策をやると、7兆円ぐらいの経済活動が可能やと。だから、むしろ積極的に日本中の汚れた土を船で四日市へ持ってきて処理して、どこかへ持って行って、安定するまで置いておく、こういうことをやるとかなりもうかりますよという話があったんですけど、市民感情からするととても受け入れられん話ですから、絵そらごとみたいに、ああ、そういうこともできるんやなとって、聞いて帰ってきたんですけどもということなんです。

ですから、いま一步行政側が、臨海部のコンビナートを生き残らせていくために、やっぱり今やっておることだけでは足りへんから、もうちょっとこれをやらなあかんというのがあれば少し聞かせてもらって、勉強を深めさせてもらいたいと思うんですけど。



## ○ 須藤商工農水部長

常に、臨海部に限らず、企業とは意見交換の場を持たせていただいております。常に企業側のニーズというのでも聞かせていただいております。委員おっしゃられたような、それに対して一歩出た施策をというあたりが、実現可能なものがなかなか見つからないというのが正直なところでございます。

例えば、南のほうの第1コンビナートの皆さんにとっては、やっぱり塩浜街道の渋滞問題、これをまず一番先に何とかしてほしいと、これが操業に対して非常に影響があるんだと、あるいは国道23号もしかりですが、そのあたりについても、毎回そういう議論はさせていただいております中で、北勢バイパスが南を向いて延びるといようなことで、あわせて国道23号やら塩浜街道の渋滞緩和ということしか、今のところ打つ手がないんですわといようなところでございます。

企業様のニーズ、課題というのは常々、我々としても理解しておりますところでございまして、それに対して対応が可能な施策というところあたりは、今のところやはりこういう規制面での四日市の特殊な事情というあたりを、何とか緩和していくような方向を見出していくと、このあたりなのかなというところでございます。あとは、ここに書かせていただいておりますような工業用水の問題だとか、あるいは専用栈橋の老朽化、あるいはしゅんせつの問題だとかといようなことについても、その費用の問題等について、主に県ですが、そういうところでの協議、調整、要望といようなことは、常々しておるといようなところでございます。

## ○ 森 智広委員長

休憩を入れさせていただいて、引き続き質疑ということで、20分まで休憩をお願いします。

11:08 休憩

---

11:21 再開

## ○ 森 智広委員長

時間が参りましたので、再開ということで。

## ○ 小林博次副委員長

いろんなことをやろうと思って、行政も苦しんでおることはわかります。それでも、いま一步前へ踏み出して、やるぞという意思表示をしていただくことからこの問題については取り組んでいかないと、なかなか難しいかなと思っているので、そのあたりもちょっと研究してください。

そのほかに、工場立地法に基づく緑地面積の問題で、これと関連して、道路とか交通渋滞とか、第1コンビナートの塩浜街道がもう慢性的な渋滞で、コンビナートの中にある道路を活用して、多いところにもう一本橋をかければ南北道路を使えるのでということが一つと、それから、県道の拡幅でクリークとか緑地部分があるんやけど、その部分を活用して、歩道は西側だけにして東側は車道に変えてしまう、こういうような対策を立てたり、問題は、クリークが何のためにあるのか僕もようわからんけど、今、地元の住民の人は、もし地震で、津波で、油がこぼれたやつが民家に来たら困るなど、擁壁してくださいという話が出ておると思うんやね。クリークも同じ役割を果たすかと思うんやけど、そういうものを擁壁に変えて、その前後に緑化をしていく、こういうことをやっぱり公費できちっと対応してあげるということが次の投資を呼び込む呼び水で、過去に工場立地法で、従業員の娯楽施設なり駐車場なりを潰してしまって、緑化した経緯があるんやわね。だから、そのあたりの問題をもう一回掘り下げて、緑の部分は、例えば市がつくる緑地へやれば、ある程度緩和要件を満たせるというようなことをやったりということをしていかないとまづいのかなと。

だから、この場所にもう一回投資をするかというのは、もちろん土壤汚染問題が一番大きいので掘り下げて考えてもらいたいけれども、そのほかに、いい買い物ができる場所があるのか、文化施設のいいのがあるのか、それから学校、子供たちを勉強させるのにいい場所があるのか、こういうところも含めて対策を立てないと、実際に工場は立地してくれないと思っているので。

ですから、そのあたりを絶えず社会の変化に合わせて対応していかないと、駅東の商店街を一遍つくったらそれでええってほったらかしておいたら、そんなのは商店街と認めてくれない。飲み屋さんがようけあるからいいかなということにはなるんやけれども。だから、いい買い物できてという、そういうことが満たされる、そういう条件を持ったところがない。だから、そういうものを再設置しながら力を入れていくということと、そ

れから、あわせて、メタンハイドレートがどんなふうになるのかわかりませんが、もしやぐらが伊勢湾の沖に設置されるのなら、そこからパイプラインで四日市へ持ってきていただく。さまざまな加工品をつくるぐらいの対策というのは要るのと違うのかなという気がしているんですけども。

取りとめのない話のように聞こえるんですけど、実際に企業間競争、都市間競争に勝って企業を再活性化しようと思うと、今申し上げたようなことはどうしても必要なことですから、そういうものも含めて、商工農水部工業振興課のほうでできるような条件を持たないとまずいと思っておるんですけど、その辺、何か考え方があればちょっと聞かせていただいて、終わります。

## ○ 須藤商工農水部長

今何点か、課題についてお聞きしたところです。特に、先ほど申しましたように、今、コンビナート企業との意見交換では、委員おっしゃられたような道路の渋滞対策、これは常に出る話でございます。企業内の中の道路をうまくつなげればバイパスができるというようなことについても、過去には検討を一緒にさせていただいたというようなところもございます。

なかなか実現しないのは、企業のプラントの中の道路を走らんなんらんとするところがございまして、いろんな車両の規制だとか、そういうことが発生して、防災上の問題が発生してきて、なかなか困難やったなというところで終わっておるとというのが現状ではございますが、渋滞緩和については、先ほど言いましたような、北勢バイパスが南まで延びるというのを待っておってはなかなか、先の話にもなってしまいますので、常に何か対策については考えてまいりたいと。それで、関係課とともにそういうことの議論もしておりますので、そういうことも議論しておるといようなことも企業に伝えながら、一緒になって企業集積について図っていききたいと。特にその都市の魅力アップ、全体としての魅力アップというのは、やはり四日市に末永く企業が立地していただくということでは重要なことでございます。

企業の皆さんにお聞きすると、四日市は、赴任してきて、リップサービスかもしれませんが、住みやすいまちやというふうにはおっしゃっていただきますが、その辺はさらに魅力を高めていって、四日市なら企業進出しようかなというふうな企業さんも集積していかないかんというふうにも考えておりますので、総合的な都市整備ということの観点につい

ても、全庁的に議論してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 小林博次副委員長

あと少し。県道の拡幅の問題とか、擁壁の問題とか。

#### ○ 須藤商工農水部長

塩浜街道の拡幅という問題につきましても、県ともかつては協議もいたしましたが、なかなか技術的に難しいというようなところで、とまっておるといようなところがございます。

あと、近鉄側のほうの道路をうまく活用してバイパス機能を持つだとかというようなことも議論には上げておって、検討もしてきたというよう経過もございますが、なかなかまい対策になっていないというふうなところがございます。

#### ○ 小林博次副委員長

それは、道路の問題でいえば、県が難しいってやれやんのやったら、市道に変えてもらって対策を立てれば、今言うたようなことも、別の歩道として東側の歩道整備をしておるから困ったものやなと思っておるけれども、やっぱりもうちょっと計画的にきちっと対応したら、できやんことはないと思っておるのやけど、だんだんだんだん物理的にできなくなってくる、別の投資をすると。だから、それでもやっぱり何とか対応していかないとまずいわけで。

あなた方は最初、北勢バイパスができればそれでええよとって、俺、議員になってから聞いておるんやけど、もう40年ぐらい聞いておるわけや。ちょっとも進んでいかへんわけやろう。やっぱり具体的に進めていかんとまずいので、そのためにどうするのということ計画せんとあかんと思うな。道路に本当に重点を入れたかったら、国土交通省から役人をやっぱり四日市に呼んでくるぐらいの対応をしないと、できないと思うんやわ。だから、そんなことも含めて検討してほしいです。

以上です。

#### ○ 服部工業振興課長

小林委員に具体的なご指摘をいただいた工場立地法の、公共の公園をカウントするというような動きでございますけれども、これにつきましては、全国的にもそういうのを認めている先進的な自治体もございますので、前向きに検討を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○ 小林博次副委員長

中央緑地があって、中央緑地から西を向いて緑道指定がしてあって、それから北を向いて、霞緑地に向けて納屋運河とか、別に水も緑のうちやから、そういうベルト状に緑地整備ができるやろうと思っておるんやけど、そういう中に木を——木は小さい木でもすぐ大きくなりますから——植えてもらって、そういうものもカウントしていく、こういうことをやっぱりやっていかんと。だから、どこの場所で面整備したらええのかと。

よそは、ベルト状につくっておるところが多いんやわな。四日市は点なんやわね。中央緑地という点、霞緑地という点やから、それじゃあかんので、それをベルト状に結んでしまふ、そんなことも発想してください。

#### ○ 伊藤修一委員

資料の中の5ページのところの、産業活性化戦略の提言なんですけど、これもたくさんお金をかけて、いろんな人に集まって、まとめてもらった提言なんですけど、中身としてはやはりそれなりのことは書いていただいておりますけど、実行部隊である市の行政のほうで、進捗状況というか、この提言にかかわる、その部分についてはどういうふうな状況になっておるのか。これはいろいろ事業とかが書いてあるし、事業としてこれは実際に、5ページ、6ページのところにもいろいろ書いてあるんですけど、今現状としてどういうふうな仕事をしていただいているのか、ちょっとそこを説明いただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○ 森 智広委員長

政策推進部と連携は要りますか。

できるところだけ、わかる範囲で答えていただいて、わからないところはわからないで、また次回でお願いします。

○ 服部工業振興課長

産業活性化戦略会議自体は政策推進課で所管しておりまして、25年……。

○ 伊藤修一委員

実行部隊がどうしておるのやと聞いておるのやけど。

○ 服部工業振興課長

済みません。26年度に一応会議が終わってから1年間会議を持ちまして、その進捗について報告をしたところでございます。それ以降につきましては、政策推進課の取り組みはないと思いますので、それ以降のものについて、工業振興課の担当する部分を5ページ、6ページにつけさせていただいたつもりですので、そのものについてご報告をさせていただきたいと思います。

具体的な事業といいますのが、例えば5ページですと、事業i-1と書いてございますような、こういう番号のつけ方をしてある部分でございますが、規制改革に向けた構造改革特区申請につきましては、今現在、特区という取り組みはしておりませんが、規制の見直しに向けて、国への要望なり、また、別の制度で企業実証特例制度というような制度がございますけれども、こういったもので、一番下のところに書いてございますね、企業実証特例制度の活用促進と書いてあるようなことでございますが、こういった動きについては現在取り組みを進めておるところでございます。

事業i-2、各種審査期間の短縮に向けた関係機関の働きにつきましては、下から2行目でございますように、ワンストップサービスということで、私ども工業振興課をワンストップの窓口としまして、商業なり建築、都市計画部局なりと働きかけを行っているところでございます。

6ページでございまして、事業のi-3、i-4につきましては、この平成27年の4月で見直しをしたところでございます。

事業i-5につきましては、市民税課のほうにおきまして検討をしておるところでございます。

事業i-6につきましては、企業内工業団地整備に対する支援ということにつきましては、企業立地奨励金の重点分野の指定、臨海部における企業内空地を活用する事業、これを定めたことにより、この事業に置きかえたという整理をしておるところでございます。

事業 i — 7、港湾手続につきましては四日市港管理組合、また、事業 i — 8 におきましても四日市港管理組合の取り組みということでございます。

以上でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

国に対する活動はやっていただいておりますということですが、相手が企業さんの場合は、目に見える支援というので具体的に動いてもらわないと、やはりそういう信頼関係の中で、いろんな事業が成り立っていかないと思うんです。その部分では、6 ページのところ企業内工業団地の誘致とか、それからアスファルトでの固定キャッピング、いろいろあって、インフラ整備とか、そういうふうな提案があるんだけど、これは具体的に動きとして検討して、実施の方向であるのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

#### ○ 服部工業振興課長

この提言を受けて、市の内部の中で、実はこの提案のもととなっておりますのが北九州市の事例というふうに聞いておりますが、そういう事例の研究をしたり、それに近いような補助制度の仕組みなりを検討したわけですが、その補助制度の効果なり仕組みなりと、現在の企業立地奨励金における重点分野の指定での制度の比較をして、その奨励制度での制度改正になったということでございます。

#### ○ 伊藤修一委員

企業内工業団地の件については、私ども委員会で北九州へ行って勉強させてもらって、やはりああいう部分で私たちも、議会としても同じような方向性で今後の四日市の工業団地のあり方も考えていくべきだという、共通のある程度理解を持っておるので、そういう部分で、この産業の活性化の提言の部分で、企業立地奨励金で吸収できる部分はそれでいいんですが、それからはみ出したものを生のまま、補助金とか、生の企業の誘致活動に支援していく、そういう手だてというのがないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺が、今の既存のメニューだけでは足りない部分というのが当然あるんだけど、そこをしっかりと、これを検証とか研究という段階ではなくて、やっぱり動きとして出す、そして企業さんにもそのPRをしっかりとしていくという時期じゃないかと思うんだけど、そこら辺はどうなっているんですか。

○ 須藤商工農水部長

具体的にはこのA3の資料の3ページに書かせていただいた三菱化学の、以前このように企業内での工業団地ということで分譲を積極的にPRしておったというような経過がございます。これについては、市のほうもそのようなPRについては協力していくというようなことでございます。ただ、現在、少し三菱化学さんのほうの中で、土壤汚染の問題もあり、これを即そのまま企業内工業団地というわけにもいかん部分もございますので、このアスファルトでのキャッピングというような手法も検討しながら、今、再構築していただいておりますという状況でございます。

市としては、こういうところによその企業さんが工業団地として活用してくるというようなことであれば、立地奨励金で奨励していこうというような仕組みをこさえたということもございます。現在、売り出しというところは一旦、今のところとめておるようではございますが、このような仕組みで土地が再活用されていくということについては、最大の協力は、市としてもしていかないかんというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

アスファルトのキャッピングというのは、やはりその有効性はあるの。どうなんですか。

○ 須藤商工農水部長

どのような土地利用を図るかということなんですが、土壤汚染対策法の主眼は、その汚染された土壤が飛散して、生活環境に影響がないようにするというところがございます。したがって、土が汚れておってもきっちりそこをアスファルトでキャッピングしてしまえば、その上は利用できるということになるわけですが、ただ、プラントをつくったりとかということになると、掘削して地下までやらんならんものですから、そういう利用はなかなか、そういうところでは根本的に土壤改良してしまわないと利用は難しいという面がございますが、キャッピングで一定の利用はできるという面はあるというふうに聞いております。

○ 伊藤修一委員



根本的な対応にはなかなか難しいかわかんけれども、いろんなそういう新しい手法があるのならば、これに合わせた活用とか市の支援の方法のあり方というのもぜひ早急に検討していただかないと、企業努力や企業にお任せだけではなくて、やはり先導的に行政が動いてもらうことだけはお願いをしておきたいなと思います。

あともう一点だけ、別件やけど、宇宙開発特区——四日市、大分おくれておったんやけれども——三重県のいっぱいいろんなところが特区になっておって、四日市だけ特区が外れて申請がなくて、四日市は、愛知とか名古屋とか、そういうあの辺との連携というものはどう考えていくんやったか、ちょっと考え方だけ聞きたい。

### ○ 服部工業振興課長

航空宇宙の特区に関しましては、愛知、岐阜、三重で進めていただいております、当然三重県も入っておるところでございます。この特区につきましては、市町村とかエリアの指定というのではなくて、事業所単位での敷地の指定ということになっておりますので、今現在四日市市においては、特区で行う航空宇宙の事業に取り組む事業所がないという背景から、四日市市での指定がないということでございます。

### ○ 伊藤修一委員

北勢地区でその指定を受けている市町とか企業はあるでしょう。三重県でもあるわけでしょう。だから、逆に言えば、四日市がないからって、それで済ましておく状況なのかどうか。逆に、このコンビナートでも東ソーでも、やっぱり関連したものをつくっておる部分はいっぱいあると思う。逆に、この特区の申請でもっと一体感を出して、霞4号とか名古屋とか、いろんなところへつながっていくこのコンビナートの優位性というのを、やっぱり四日市も打って行って、企業をやっぱり誘致していきなり企業を育てるという努力は必要じゃないですか。その辺はどうですか。

### ○ 服部工業振興課長

航空宇宙等、新規成長分野への取り組みを中小企業へ促すというようなことで、これはAMICの委託事業でございますが、コーディネーターさんに中小企業を訪問していただいて、そのような切りかえの促進を図らせていただいているところでございます。

また、そういう可能性のある中小企業に対しては訪問を行いまして、特区申請なりの働

きかけを行っているところでございますが、この特区に関しましても結構ハードルの高いものでございまして、飛行機につきましては、MR Jといたしまして、新しい三菱のジェットでございますけれども、このMR J、もしくはボーイングの新しい787とかいうような機種への事業を実際にやっているか、もしくは3年以内にするとか、そういうようなハードルがございまして、そのハードルを超えるための働きかけを市内事業者に対してはしているところでございます。

#### ○ 伊藤修一委員

最後ですが、四日市に該当がないというか、そういうことで、空白地というか、四日市がすごい空地になっておるようで、これからいろんな産業の活性化の中で、やっぱりこういう分野についても何らかの支援をこの機会に考えていっていただくように、お願いだけして。

#### ○ 荻須智之委員

関連になるんですが、川崎重工業と三菱重工を呼んできたいなと思っています。三菱はもともと、ここのコンビナートでゼロ戦もつくってましたので素地があります。条件が、一つ専用埠頭を欲しいということらしいんです。見ると、ここの色刷りの2ページの右側の、航空写真の第3コンビナートの下、ガントリークレーンの埠頭が両側にあるんですが、赤の丸の外側、下側に2基ガントリークレーンがあって、今、ここはテーブルになって下が空間で、船が入ってきてスズキがよう釣れるんですが、この下の空き地というのは、これは建物が建つのかと。

ここ、霞4号幹線がつながるところから至近距離なんですけど、どういう利用用途を描いていらっしゃるのかということと、現在、飛島村の三菱重工と川崎重工業の事業所がもう、機械が満タン状態であふれているらしい。今伊藤委員が言われましたように、航空宇宙を持ってくるというのでは、今現状のMR Jをやっているというのは、もうそれで既に製造していて間に合っていますので、川崎重工業の方から何うと、もう777を今一生懸命やっておると。次、787の供給元の事業所は決まっていらないらしいので、今から働きかけるといいよというふうに言われたんですけども、今後ここに専用埠頭としてそのまま積み出しができるのであれば、道路を通せないようなものばかりですので、有用かなと。

それと、国道23号をくぐらなあかんのですが、うちの大矢知や八郷の里山のあたりを使

って、東レとか三菱の炭素繊維の焼成炉等を置いて、でかいものをつくると、非常にこれは立地条件がいいのになど。しかも、八郷のジャンクションがつながって、東海環状がつながると、川崎重工業と三菱のロケットエンジンの中心地の各務原まであつという間になるんですが、この辺の働きかけというのは今、非常に重要な時期に来ているのかなと思っています。

稲垣県議なんかもよく航空宇宙と言われているんですが、車に比べて台数が少ないとは言われるんですが、非常に高価なものが多くて、金額ベースでいくと魅力があると思うので、そういうのをどうされるかということですね。

素人考えなので、その辺のお考えをお伺いしたいのと、もう一点だけ、コンビナートというと私らの世代であんまりいい印象がなくて——これ、ロシア語なんですけど、何でこんな名前になったのかようわからんのですが——ぼちぼち英語のオイルコンプレックスに変えてもらったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

#### ○ 森 智広委員長

大分多岐に及んでいますけど。

#### ○ 須藤商工農水部長

港湾埠頭と港湾機能と一体となった後背地の企業誘致ということでございます。ご指摘のあった霞の北埠頭の部分については、これは物流用地という港湾計画上なっております。そういう荷揚げの施設、あるいは倉庫等が立地するということでございまして、製造業をここへ立地させるというのは、現在の港湾計画では位置づけられておらんということで、なかなか難しい面はあろうかというふうに思っております。

あと、第3コンビナートのあたりの企業の専用埠頭もございます。第1コンビナートについても、企業さんの専用棧橋等もございます。この辺について、荷揚げと一緒に後背地でそういう航空宇宙産業が立地するという可能性はないことはないかなというふうには思いますが、その辺の港湾のほうのそういう機能、棧橋というわけにはいきませんので、そういう荷揚げの施設も要りますし、そもそも進水の深さの問題もございまして、その辺なかなか、一長一短にはいかん部分がいろいろあるんかなとは思っておりますが、今ご指摘いただいた、そういう企業がそういう可能性を探っておるということであれば、我々も港

と一緒に立地の可能性について、あるいは企業誘致について、積極的に動かないか  
んというふうに考えているところでございます。

#### ○ 荻須智之委員

ずばり商売という関係で、営業というのが頭に浮かんでくるんですが、川崎重工業の人  
らに聞くと、誰が動いたらええんやといいますと、それは市長とか知事やと、鈴木英敬っ  
てすごくええやないと言われてまして、あの方とタイアップして動かれると、上場企業のト  
ップに人脈も多いと思いますので、ぜひ今、動かれるのにいい時期やということらしいで  
すので、お願いしたいなと思います。

ありがとうございます。

#### ○ 森 智広委員長

済みません、まだまだご意見があると思いますけれども、一旦本日はこのあたりで質疑  
等を終了させていただいて、次回、11月10日にまた委員会の時間を設けております。少し  
ここでも、また引き続きコンビナート、プラスアルファ産業の分もあるかと思いたすけれ  
ども、取り上げたいと思います。

私の提案なんですけれども、先ほど笹岡委員の提案もあって、すごい議論があった土壌  
汚染のところ、あの部分について、国、県へのアプローチの現状と、先ほど県条例で国の  
法規制よりもかなり厳しくなっているという現状、成り立ちとその背景の部分も確認して  
いきたいなと思っております。他に、お時間を割いておりますので、こういった議論をし  
たい、こういった資料をまた出してほしいという方がいらっしゃれば今受け付けますので、  
よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(なし)

#### ○ 森 智広委員長

ないようであれば、一応私の提案としまして、課題の部分について、やっぱりもう少し  
専門的に掘り下げていくほうがいいのかなと思っております。私自身がまだまだ素人です  
ので、例えば緑地面積率の現状、全国レベルと四日市、一緒なのかどうか、あと、自治体

レベルでどこまでできるのかというところの部分と、あと、工業用水の件、義務的な機関があって、義務的な支払いが生じておるといふところの枠組みについてももう少し勉強していきたいなと思っていますので、その部分の資料を、委員長からですけれども、請求したいと思います。

他によろしいですかね。

○ 須藤商工農水部長

土壌汚染について少し掘り下げていただくということではありますが、私ども産業のほうと環境が、直接窓口でいろいろやっておりますので、環境保全課のほうにも出席を求めてもよろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

はい。もちろん、それがベストであれば、そうしていただきたい。

それ、可能ですよね、産業生活常任委員会の所管でも。

(発言する者あり)

○ 森 智広委員長

でしたらお願いします。

政策推進部はいいですか。政策推進部もこの関係は……。

(発言する者あり)

○ 森 智広委員長

でしたら、政策推進部も来てもらうことはできますか。ちょっと違いますか。

○ 須藤商工農水部長

政策推進部は、全庁的にわたるこの課題を整理するために作業を行ったということでございますので、直接的ないろんな課題について政策推進部が担当しているということはありませんので、政策推進部はいいのかなと思います。

○ 森 智広委員長

わかりました。

でしたら、そういう課題の部分中心で、プラスアルファ、コンビナート、産業の面でご意見、質疑等があればその場で受け付けるということで、11月10日の所管事務調査は、今回の継続ということでお願いしたいと思います。

一旦所管事務調査はここで終わらせていただいて、漁港の件で報告がありますのでお願いします。

○ 水谷商工農水部理事

今、資料のほうを配らせていただいておりますので、その資料が行き渡ってからご説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

お願いします。

○ 水谷商工農水部理事

今、資料のほうを配らせていただきました。水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

これは昨年度、磯津漁港のほうで、この保全事業の計画策定に向けた調査をさせていただきました。今年度、楠漁港のほうで同じような計画をつくろうとして、予算計上を900万円させていただいたんですが、県、国等の協議の中で、最終的には、楠漁港については、国の補助金を活用した事業の対象の漁港ではないという結論が8月に出されまして、4月当初は楠と磯津漁港を一体化した分区という形で対応できないかということで折衝をさせていただいておったんですけど、結果的には、8月になって、もうそれは無理ですということが出ました。

それと一方、磯津漁港のほうで昨年やりました保全事業の計画をつくった中で、やはり磯津漁港にはしゅんせつの必要性があるという結果が出ました。県、国のほうに確認をさせていただきました。しゅんせつをする場合は、しゅんせつ以外の方法との工法比較、経

済比較をせいという条件がつけられまして、もう一つ調査をする必要が出てきました。そのため、楠漁港で予定しておった900万円を磯津漁港の追加調査のほうの原資として、なお300万円ばかり足りない部分がありますので、その部分は漁港建設費の流用を一部させていただきまして、1200万円の調査を発注させていただきたいと。

この調査は約4カ月かかるということですので、11月には発注をもうしていきたいと思いますので、予算については12月補正のほうでその部分の補正をお願いしますが、一旦流用させていただきまして調査のほうを先行させていただきたいということをこの委員会のほうでご説明させていただく機会を持たせてもらいましたので、よろしくお願います。

○ 森 智広委員長

ご質疑等ございますか。

よろしいですか。予算の流用ということで。

(なし)

○ 森 智広委員長

以上です。報告は以上になります。

でしたら、商工農水部の関連の事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。少し議員だけで議論がありますので、残っていただきたいと思います。

もう5分ほどで終わります。中継はこのタイミングで切らせていただきます。よろしいですか。もうすぐ終わります。

10月9日に実施しました議会報告会の件について、お諮りさせていただきたいと思いません。

議会報告会、またはシティ・ミーティングの際に、A3でお手元に配付させていただいているように、8件のご意見等が出ました。各ご意見に目を通していただければよろしいんですけども、正副案としまして、③その他の意見に全て分類していきたいと思っております。

1、議会としての協議すべき意見、2、各常任委員会で協議すべき意見、3、その他の意見とありまして、その他の意見に分類したいと思います。ですから、担当部局への申し

送り等でとどめるという形で、特に時間を設ける予定はございません。

この案に対して、何か意見等あります方、お願いします。ないですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

わかりました。

よろしいですか。もう少し時間がある。

○ 荻須智之委員

途中で、ちょっと司会をやらせていただいていた中で非常に感銘を受けましたけど、日置先生が、ここの中に諏訪地区の人は来ていますかという一言で、見えていなかったと。まさに諏訪地区でやっている報告会なのにということで、住民の方の関心が薄いのかなというのあって、ある程度動員をかけるのに何か手だてはないものかなと思うんですが、いかがなものかと思います。一生懸命職員の方もやってもらって、我々も時間を合わせてやって、肝心の住民が来ていないというのもどうかと思うんですけど、当日、都市・環境常任委員会の富洲原センターは40人以上みえて——ごみ問題で関心があったみたいですけど——本当に諏訪地区中心部の発展のためになんてやっていて、誰も来てへんって、おかしな話ですもんで、何ぞそれ、方法はないのかな。

○ 小林博次副委員長

去年、予算が議決される前やと来たと思うんやけど、議決したらもう信用して。

○ 荻須智之委員

そういうものですか。

○ 森 智広委員長

テーマ設定というのも各委員会ごとであろうかと思います。例えば中心市街地活性化って書けばたくさん来ていただいたかもしれないですけど、産業振興という形で書きましたので、それはテーマ設定が興味をそそらなかったということも考えられますし、あと、一



一般的な動員に関しては、ここ、産業生活常任委員会だけの話ではないので、ぜひとも、広報聴取委員会とかになるんですか、ちょっとわからないですけど、どこか、議会運営委員会になるかわからないですけど、そういう場で一度また会派としてご提案していただくのがいいのかな。

この産業生活常任委員会だけの中での動員を図ろうというのであれば、次のシティ・ミーティングのテーマを……。

(発言する者あり)

#### ○ 森 智広委員長

とりあえず議会報告会の動員、テーマしかこの委員会での裁量がないので、テーマと各議員の声かけとかにはなろうかと思えますけど。

#### ○ 諸岡 党委員

決めた段階である程度、その地区の人来てくださいよとか、それをする。雑談になるんですけど、そんな議論も昔からあって、実際に動員してくれる地区もあるけれども、それはそれで自治会に言われて来たんやでというので土木要望会みたいになるので、だから、やっぱり来たい人に来てもらうという前提やなという感じで落ちついたところがある。

#### ○ 森 智広委員長

次、水沢なので、たくさん来てもらうように言っておきます。それは言っておきます。でも、テーマ設定も一つだと思えますので、次のシティ・ミーティングのテーマのときに、また建設的なご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

今回の意見の取りまとめは、一応その他ということではかせていただきます。ありがとうございます。

じゃ、次回の確認だけ。11月10日ですね。引き続き、1時30分から所管事務調査としてコンビナート関係を取り扱います。その後、5時半から競輪視察を行います。これは、5時半に競輪場ですね。5時半に競輪場集合ということで、特にバスは出ない。

事務局からお願いします。

○ 笠井議会事務局主事

事務局です。

競輪場の視察なんですけど、例年事務局のほうでも車を用意させていただいておりました、今回も予約のほうはさせていただいております。また通知のほうでお知らせするという形になるかとは思いますが、5時ぐらいに地下のスロープのところに来ていただければ、ご乗車いただけるという形にはなるかなとは思いますが、それをまた……。

○ 森 智広委員長

ご利用される予定の方ってみえますか。

もしいらっしゃらないようでしたら、特に用意はする必要もないのかなとは思いますが、よろしいですか、各自競輪場集合ということで。

競輪場のどこにする。

○ 笠井議会事務局主事

競輪場のほうに確認をさせていただきまして、駐車場所等についてはまたお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 森 智広委員長

わかりました。

あと、来週、10月27日火曜日ですけれども、9時からばんこの里会館のほうで萬古体験ということで、産業生活常任委員会有志で声を募って、今現在12名ほどの議員の方にご参加いただけることになっておりますので、参加される議員の方は、また来週火曜日9時にばんこの里集合ということで、よろしくお願ひいたします。

以上となります。

でしたら、また今後ともよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

12:03 閉議